

甲州市地域防災計画改訂案の概要

I はじめに

市町村の地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき市町村の防災会議が策定するものであり、県、市町村その他の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害対策を実施することにより、住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的としています。

II 見直しの背景

本市の地域防災計画は、平成30年10月に改訂を行っています。

今回の改訂では、令和元年6月に改訂した県地域防災計画を基本としながら、11月に改訂された「災害時職員初動体制マニュアル」や災害協定の新たな締結等の、市の状況の変化に対応した改正を行います。

今回の改訂の特徴として、6月から運用されている警戒レベルを付した避難情報の発令や、10月に来襲した台風19号を教訓にした「災害時職員初動体制マニュアル」の配備基準並びに各対策部の見直し等があります。

III 主な改訂内容

1 市の防災体制の改正

- 令和元年11月に「災害時職員初動マニュアル」を改訂。(災害本部体制の見直し)

2 国、県による制度・基準等の改正

- 一般災害業務大綱の修正・追加
- 「雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧」の変更
- 災害救助法による応急仮設住宅の供与の見直し
- 中小企業金融対策の限度額、利率を修正
- 地震災害業務大綱の修正・追加
- 防災知識の普及・教育の見直し

など

3 各章項目の変更概要

各章項目の主な変更概要については、以下のとおりとなります。なお、複数の章・節に変更が反映される内容については、初出の章・節のみ、変更内容を記載します。

また、前回改訂時の変更漏れ（誤記修正）については、記述を省略します。

(1) 総則編

第3章 防災の基本理念及び 施策の概要	○国、県との連携について、相互応援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することについて、記述を追加。
------------------------	--

(2) 一般災害編

第1章 一般災害編の概要	
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）の業務大綱のうち「ウ 災害応急対策」に「代替輸送、ライフライン施設の応急復旧」等を追加。
第3章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	○「災害時職員初動マニュアル」の更新に合わせて、災害対策本部体制を更新。
第2節 職員の配備計画	○「災害時職員初動マニュアル」の更新に合わせて、災害対策本部体制を更新。
第4節 広域応援要請体制	○これまでに締結した災害協定の内容を整合し、新規災害協定を追加。
第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画	○山梨県内市町村の「50年に一度の値」を変更。
第15節 災害救助法による救助	○応急仮設住宅の供与を変更
第29節 民生安定事業計画	○中小企業金融対策について、最新の内容に変更。

(3) 地震編

変更概要のうち、一般災害編と重複する内容の記述は省略します。

第1章 地震編の概要	
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○処理すべき事務又は業務の大綱について、南海トラフ地震及び首都直下地震に対する計画等を追加。
第2章 災害予防計画	
第7節 広域応援体制の確立	○これまでに締結した災害協定の内容を整合し、新規災害協定を追加。

第8節 防災意識の高揚及び 自主防災組織活動の推 進	○市職員に対する市の役割、住民等に対する市の役割につ いて修正・追加追加。
第3章 災害応急対策計画	
第2節 職員配備計画	○「災害時職員初動マニュアル」の更新に合わせて、災害 対策本部体制を更新。